

# 工賃倍増計画支援事業費補助金

平成22年8月

社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課(土生課長) [主担当]

## 1. 施策体系上の位置づけ

評価対象事業は下図の網掛け部分に位置付けられる。

基本目標Ⅷ 障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること	
施策大目標分野	1
	援 障害者の自立支
施策中目標	
1	障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること
施策小目標	
1	障害者の地域での日中活動や生活の場における支援を充実すること
2	障害者の一般就労への移行や、障害者の働く場における工賃水準の引き上げを促進すること

## 2. 現状・問題分析

### (1) 事前評価実施時における現状・問題分析（平成18年度）

#### ①現状分析

障害福祉サービスを提供する事業所における障害者の工賃の水準は低い。

#### ②問題点

現状の低い工賃では、障害者が地域で自立して生活することは困難であるため、工賃を引き上げる必要がある。

#### ③問題分析

一般に、福祉施設においては、生産管理、営業、労務管理等の経営管理に関する意識や経験能力が必ずしも高くなく、工賃に関するインセンティブにも乏しい状況にある。また、一般に、施設利用者においても、就労に対する意識が必ずしも高くなく、企業、自治体等の発注者サイドにおいては、福祉施設における製品等に対する偏見や、品質・納期等に関する不安を持っている例が見られる。

#### ④事業の必要性

目標工賃の設定・公表、目標達成のための具体的な方策の策定、達成状況の公表を行うなど、本事業による補助の下で、都道府県の作成した工賃倍増計画に基づき事業を実施することにより、現行工賃水準の倍増を図り、もって障害者の自立した地域生活の促進に資するものである。

### (2) 事後評価実施時（現状）における現状・問題分析

#### ①現状分析

障害福祉サービスを提供する事業所における障害者の工賃の水準は近年の経済情勢の悪化等により、依然として低い水準にある

#### ②問題点

現状の低い工賃では、障害者が地域で自立して生活することは困難であるため、引き続き、工賃を引き上げるための支援が必要となっている。

#### ③問題分析

平成19年度については、各都道府県とも「工賃倍増5か年計画」の策定作業に費やしたことから、実質的な事業の取組は、平成20年度以降となっている都道府県が多く、現時点で多くの成果を求めることは困難と考えられる。

また、経営コンサルタントを受け入れた事業所について、工賃引き上げにつながった事例も出てきているが、さらにこのような事業所を増やす必要がある。

#### ④事業の必要性

障害者自立支援法の施行に伴い、制度の大きな柱として「就労支援」が位置付けられたが、今後、障害者の就労支援をさらに強化していくため、引き続き障害者の「福祉的就労」の質の向上、ひいては障害者が地域で社会的かつ経済的な自立した生活を送るためこれにつながる取り組みを一層広げていく必要がある。

(現状・問題分析に関連する指標)

		H17	H18	H19	H20	H21
--	--	-----	-----	-----	-----	-----

1	「工賃倍増5か年計画の策定」 事業実施都道府県数	—	—	41	46	47
---	-----------------------------	---	---	----	----	----

(参考統計の動き)

		H17	H18	H19	H20	H21
1	就労移行支援の利用者数(単位:人日分) (60.5万人日分以上/平成23年度)	—	62,255	190,924	298,000	集計中
2	就労継続支援の利用者数(単位:人日分) (267.1万人日分/平成23年度)	—	194,519	608,490	1,031,000	集計中

(調査名・資料出所、備考等)

平成19年度及び平成20年度は国民健康保険団体連合会のデータによるものである。また、平成18年度は「新障害者プラン関係保健福祉施策実施状況報告」(社会・援護局障害保健福祉部企画課調べ)によるものである。

### 3. 事業の内容

#### (1) 実施主体

都道府県

#### (2) 概要

障害福祉サービスを提供する事業所における障害者の工賃の水準は低く、障害者が自立して生活するためには、工賃を引き上げる必要がある。本事業は、都道府県ごとに工賃の倍増を図るための具体的な方策等を定めた5か年計画(工賃倍増計画)を策定し、同計画に基づき都道府県が実施する事業に対して、国が補助を行うものである。

#### (3) 目標

事業の実施等を通じて、都道府県が策定する「工賃倍増5か年計画」を実行し、障害者の工賃水準の引き上げを図る。

#### (4) 予算

会計区分：一般会計

平成23年度予算要求：598百万円

工賃倍増計画支援事業全体に係る予算の推移：

H19	H20	H21	H22	H23
500	1,648	1,671	791	

#### 4. 事前評価の概要（必要性、有効性、効率性）

##### （1）必要性の評価

経済的自立を目指していながら、その機会に恵まれない障害者に対し、本人の能力や意欲を引き出し、かつ社会的にも経済的にも自立を促すため、可能な限り就労による自立・生活の向上を図ることが重要である。

このため、障害者の「福祉的就労」の室の底上げを図る一環として、工賃倍増5か年計画支援事業を官民一体となって実施することにより、事業所の管理者や職員の経営意識の喚起・向上（販路の拡大、事業規模の拡大、新商品の開発、不採算事業の縮小、共同受注の促進）を図るとともに、障害者の働くことを通じた経済的自立、社会参加の意識の高揚を図るための事業としても必要である。

##### （2）有効性の評価

本事業の実施により、現行工賃水準の倍増に向けた取組が成果を上げることで、各地域において自立した地域生活を送ることができる障害者が増加するものと見込まれる。

##### （3）効率性の評価

本事業は、都道府県が自ら策定した工賃倍増計画に基づき実施する事業に対して、国が補助を行うものであり、国と地方公共団体との間の適切な役割分担により、効率的かつ適正な実施が図られるものである。

また、現行工賃水準の倍増については、個々の福祉施設の取組のみでは達成が困難な課題であるが、本事業を実施することにより、他業界の方式を参考にするなど、現行工賃水準の倍増に向けた取組を支援することで、障害者の自立した地域生活への支援及び今後の福祉施設における施設経営の改善につながるものである。

#### 5. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性）

##### （1）有効性の評価

###### ①政策効果が発現する仕組み（投入→活動→結果→成果）

補助金により各都道府県において「工賃倍増5か年計画」に基づいて実施する事業に補助を行う

→施設に対する経営コンサルタントの派遣や、事業所職員や職業指導員に対する研修の実施等  
→事業所職員の経営意識（販路の拡大、事業規模の拡大等）の喚起・向上

→福祉施設で就労する障害者の工賃が増える

## ②有効性の評価

---

近年の厳しい経済情勢の中において、平成19年度に経営コンサルタントによる支援を実施した事業所の平均工賃月額が平成20年度に増額（13,664円→14,438円）となっており、障害者の工賃水準が向上している。

## ③事後評価において特に留意が必要な事項

---

なし

## (2) 効率性の評価

---

### ①効率性の評価

---

平成23年度までの5か年を計画期間として、各都道府県において「工賃倍増5か年計画」が策定され、工賃水準の引き上げのための事業が実施されているところであり、これを支援することで、全国的に障害者の工賃水準の引き上げが期待されることから、効率性は高いものと期待される。

### ②事後評価において特に留意が必要な事項

---

なし

## (3) その他（公平性、優先性等評価すべき視点があれば記載）

---

なし。

## (4) 政策等への反映の方向性

---

経営コンサルタントを受け入れた事業等について、工賃の引き上げにつながった好事例も出ているところであるが、さらに効果的に事業を実施するため、国庫負担のあり方などを見直し、平成23年度予算概算要求において、所要の予算を要求する。

## 6. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	「工賃倍増 5 か年計画の策定」 事業実施都道府県数	—	—	41	46	47
達成率		—	—	87.2%	97.9%	100%
【調査名・資料出所、備考等】 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べによるもの。						
アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
3	平成 19 年度に経営コンサルタントによる支援を実施した事業所の平均工賃月額	—	—	13,664	14,438	集計中
達成率		—	—	—	—	—
【調査名・資料出所、備考等】 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べによるもの。平成 21 年度分については、10 月頃を目途に公表予定である。						
参考統計		H17	H18	H19	H20	H21
1	就労移行支援の利用者数（単位：人日分）（60.5 万人日分以上／平成 23 年度）	—	62,255	190,924	298,000	集計中
2	就労継続支援の利用者数（単位：人日分）（267.1 万人日分／平成 23 年度）	—	194,519	608,490	1,031,000	集計中
【調査名・資料出所、備考等】 平成 19 年度及び平成 20 年度は国民健康保険団体連合会のデータによるものである。また、平成 18 年度は「新障害者プラン関係保健福祉施策実施状況報告」（社会・援護局障害保健福祉部企画課調べ）によるものである。						

## 7. 特記事項

---

(1) 国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む）の該当

---

① 有・無

---

② 具体的記載

---

(2) 各種計画等政府決定等の該当

---

① 有・無

---

② 具体的記載

---

障害者基本法に基づく重点施策実施5か年計画（平成19年12月25日障害者施策推進本部決定）

○ 授産施設等で働く障害者の工賃水準を引き上げるため「工賃倍増5か年計画」による福祉的就労の底上げ

平成19年度からの5か年において、官民一体となった取組を推進し、工賃水準の倍増を図るとともに、一般雇用への移行を進める。

(3) 審議会の指摘

---

① 有・無

---

② 具体的内容

---

(4) 研究会の有無

---

① 有・無

---

② 研究会において具体的に指摘された主な内容

---

(5) 総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

---

① 有・無

---

② 具体的状況

---

(6) 会計検査院による指摘

---

① 有・無

---

② 具体的内容

---

(7) その他

---